

# 神戸市公報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神 戸 市 役 所

発行日毎 週 火 曜 日

目 次

条 例

▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

[建築住宅局住宅管理課] 2780

▽神戸市個人情報保護法の施行等に関する条

例 [市長室市民情報サービス課] 2785

規則

▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正す

る規則 [建築住宅局住宅管理課] 2797

告 示

▽指定管理者の指定(神戸市立丸山コミュニ

ティ・センター) [企画調整局参画推進課] 2799

▽指定管理者の指定(神戸市立六甲山牧場)

[経済観光局農水産課] 2800

▽指定管理者の指定(神戸市立水産会館)

「経済観光局農水産課」 2801

▽指定管理者の指定(神戸市立須磨海づり公

園) [経済観光局農水産課] 2802

▽指定管理者の指定(神戸市立平磯海づり公

園) [経済観光局農水産課] 2803

▽指定管理者の指定(神戸市立須磨図書館)

[文化スポーツ局中央図書館総務課] 2804

▽指定管理者の指定(神戸ファッション美術

館) [経済観光局ファッション産業課] 2805

▽指定管理者の指定(神戸市立真野児童館ほ

か) [こども家庭局こども青少年課] 2806

▽生活保護法等による指定医療機関の指定

[福祉局保護課] 2807

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の

廃止 [福祉局保護課] 2808

▽生活保護法等による施術者の指定

[福祉局保護課] 2809

▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃

止 [福祉局保護課] 2810

▽指定管理者の指定(神戸市ものづくり工場)

[経済観光局工業課] 2811

▽指定管理者の決定(神戸臨床研究情報セン

ター) 「企画調整局医療産業都市部調査課 2812

公 告

▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定

[建築住宅局建築指導部建築安全課] 2813

▽農用地利用集積計画の決定 (一般)

「農業委員会事務局」 2814

▽農用地利用集積計画の決定 (解除条件付)

[農業委員会事務局] 2819

▽神戸農業振興地域整備計画の変更

「経済観光局農政計画課」 2823

▽開発行為に関する工事の完了(西区伊川谷

町) [都市局都市計画課] 2824

監査委員

▽監査の結果に基づき講じた措置等

「監査事務局第1課】 2825

### 条 例

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 19 日

神戸市長 久 元 喜 造

### 神戸市条例第16号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

# 改正後 改正後 改正前 別表第1 (第4条関係) 別表第1 (第4条関係) (1) 公営住宅 (1) 公営住宅 ア、イ [略] ア、イ [略] (2) 改良住宅 名称 位置 神戸市営塚の [略] 神戸市営塚の [略]

及 戊		(2)	以 尺 正 - L	
名称	位置		名称	位置
申戸市営塚の 前住宅	[略]		神戸市営塚の 前住宅	[略]
				神戸市東灘区住吉宮町2丁目
[略]	[略]		[略]	[略]
申戸市営番町	神戸市長田区三		神戸市営番町	神戸市長田区三
主宅	番町3丁目、三		住宅	番町2丁目、三

	番	町	4	丁	目	`	四
	番	町	3	丁	目	`	四
	番	町	4	丁	目	,	四
	番	町	5	丁	目	`	五.
	番	町	3	丁	目	`	五.
	番	町	4	丁	目	`	五.
	番	町	5	丁	目	`	六
	番	町	4	丁	目	及	び
	六	番目	町	5 -	L E	1	
[略]				略	]		

(3)、(4) [略]

別表第2 (第25条関係)

改良住宅(附帯施設に限る。)

建設着	構造	名 称	家賃月額					
工年度								
(東灘区)								
昭和47	[略]	[略]	[略]					
年度								
(灘区)	)							
[略]	[略]	[略]	[略]					
(中央	(中央区)							
昭和38	[略]	[略]	[略]					
年度								

	番	町	3	丁	目	`	三
	番	町	4	丁	目	`	匹
	番	町	3	丁	目	`	匹
	番	町	4	丁	目	`	匹
	番	町	5	丁	目	`	五.
	番	町	3	丁	目	`	五.
	番	町	4	丁	目	`	五.
	番	町	5	丁	目	`	六
	番	町	4	丁	目	及	び
	六	番目	盯	5 ]	r E		
[略]				略	]		

(3)、(4) [略]

別表第2 (第25条関係)

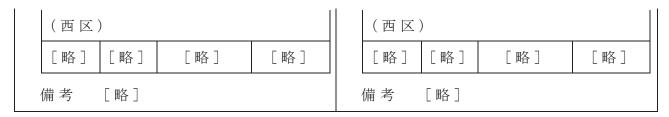
改良住宅 (附帯施設に限る。)

I	11111		0 /
建設着	構造	名称	家賃月額
工年度			
(東灘	区)		
昭和47	[略]	[略]	[略]
年度			
昭和49	低層耐	神戸市営丸	4,200円
年度	火	の後住宅	
	低層準	神戸市営丸	1,400円
	耐火	の後住宅	
(灘区)	)		
[略]	[略]	[略]	[略]
(中央	区)		
昭和38	[略]	[略]	[略]
年度			

昭和46	低層耐	神戸市営下	2,000円	昭	和 44	高層耐	神戸市営下	4,400
年度	火	山手住宅	1,700円	年	度	火	山手住宅	3,400
								2,600
								2,100
				昭	和 46	高層耐	神戸市営下	14,500
				年	度	火	山手住宅	13,300 P
								13,000 P
								12,300 P
								7,200F
								4,500F
								4,400F
								4,300F
								4,000F
								3,900F
								3,600F
								2,600F
								2,300F
						低層耐	神戸市営下	2,000F
				∥   ∟		火	山手住宅	1,700F
		神戸市営新		昭	和 49	高層耐	神戸市営新	15,800F
年度	火	生田川住宅		年	度	火	生田川住宅	
			13,300円					13,300F
							神戸市営下	
							山手住宅	14,800
								14,300
								9,100
								4,700F
								4,300F
								3,900F

[略]	[略]	[略]	[略]
平成21	[略]	[略]	[略]
年度			
令和元	高層耐	神戸市営下	25,600円
年度	火	山手住宅	22,500円
			14,100円
			13,800円
			12,300円
			8,100円
(兵庫	区)		
[略]	[略]	[略]	[略]
(北区)	)		
[略]	[略]	[略]	[略]
(長田	区)		
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]

_			_
			3,500円
			2,800円
	低層準	神戸市営下	1,400円
	耐火	山手住宅	
[略]	[略]	[略]	[略]
平成21	[略]	[略]	[略]
年度			
(兵庫	区)		
[略]	[略]	[略]	[略]
(北区)	)		
[略]	[略]	[略]	[略]
(長田	区)		
昭和46	低層準	神戸市営番	5,500円
年度	耐火	町住宅	1,800円
昭和47	高層耐	神戸市営番	30,400円
年度	火	町住宅	19,800円
			17,600円
			10,500円
			9,900円
[略]	[略]	[略]	[略]
(垂水	区)	•	
[略]	[略]	[略]	[略]



附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(平成21 年度の項の次に令和元年度の項を加える部分に限る。)は、令和5年1月1日 から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例(以下「新条例」という。)別表 第2の令和元年度の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、別 表第2の改正規定(平成21年度の項の次に令和元年度の項を加える部分に限 る。)の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。 神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例をここに公布する。

令和 4 年12月20日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第17号

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例

目次

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 法施行に関する手続等(第3条-第8条)

第3章 神戸市個人情報保護審査会 (第9条-第20条)

第1節 設置及び組織(第9条-第14条)

第2節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議 (第15条 - 第17条)

第3節 個人情報の適正な取扱いについての調査審議 (第18条 - 第20条)

第4章 雑則 (第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項並びに神戸市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等について定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、財産区並びに市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいう。ただし、第8条第1項においては、市が設立した地方独立行政法人を除く。
- 2 この条例において「規則等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第15 条第1項に規定する規則及び同法第138条の4第2項に規定する規程、地方公営

企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程並びに地方独立 行政法人が定める規則又は規程をいう。

3 前2項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

第2章 法施行に関する手続等

(開示決定等の期限)

- 第3条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。 この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間 及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示をしない旨の通知に係る措置)

第4条 実施機関は、法第82条第2項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の開示をしない旨(法第79条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部の開示をしないことを含む。)を通知する場合において、当該開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部が法第78条第1項各号に掲げる不開示情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を

付記しなければならない。

(本人確認書類の提示)

第5条 法第77条第2項の規定は、開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける 者について準用する。

(費用の負担)

- 第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける開示請求者は、規則等で定めるところにより、実費の範囲内において写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

- 第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、 21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
  - (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
  - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各 号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
  - (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審査会への諮問及び報告)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な 取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である と認めるときは、次条に規定する審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する 運用上の細則を定めようとする場合
- 2 実施機関は、法第81条の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに次 条に規定する審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

第3章 神戸市個人情報保護審査会

第1節 設置及び組織

(設置)

- 第9条 次に掲げる事務を行うため、市に審査会を置く。
  - (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
  - (2) 前条第1項の規定による諮問に応じ調査審議すること。
  - (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個 人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則(平 成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による諮問 に応じ調査審議すること。
- 2 前項に規定する審査会の名称は、神戸市個人情報保護審査会とする。

(組織)

第10条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

- 第11条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も同様とする。

(会長及び副会長)

- 第12条 審査会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指 名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (招集及び会議)
- 第13条 審査会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(合議体)

- 第14条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する合議体に、第9 条第1項各号に掲げる事項について、調査審議させることができる。
- 2 審査会は、その定めるところにより、前項の合議体の議決をもって審査会の 議決とすることができる。

第2節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議

(用語)

第15条 この節において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

(審査会の調査権限)

- 第16条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の 提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、そ の提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含ま

れている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(会議の非公開)

第17条 第9条第1項第1号に掲げる調査審議に係る会議は、公開しない。

第3節 個人情報の適正な取扱いについての調査審議

(用語)

- 第18条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 第8条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関
  - (2) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(審査会の調査権限)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁の職員その他関係人に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第20条 第9条第1項第2号及び第3号に掲げる調査審議に係る会議は、公開する。ただし、調査審議の議題が情報セキュリティ確保の観点から公開することが適切でない場合その他審査会が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

第4章 雑則

(施行細目の委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和3年法律第37号) 附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に 限る。) の施行の日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、令和5年1 月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第22条又は第25条の規定による請求 がされた場合における旧条例第6条第1項に規定する個人情報等(以下「旧個 人情報等」という。)の開示、訂正及び利用停止並びに旧条例第34条の規定に よる費用の負担については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する口頭による旧個人情報等の開示については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前に旧条例第33条第2項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第33条第2項及び第3項の規定中「審議会」とあるのは、「神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4年12月条例第17号)第9条第1項に規定する審査会」とする。
- 6 市長は、この条例の施行の日前においても、第11条第1項の規定の例により、 審査会の委員を任命することができる。この場合において、その任命を受けた 委員は、この条例の施行の日において同項の規定による任命を受けたものとみ なす。

(守秘義務に関する経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧 実施機関」という。)の職員である者又は職員であった者であって、この条例 の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していたものに係る旧条例第3 条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報等を正当な理由なく他人に知 らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行 後も、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託(旧個人情報等を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を含む。)を受けた事務に従事していた者に係る旧条例第14条

第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報等を正当な理由なく 他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条 例の施行後も、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項の審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者又は旧審議会の委員であった者に係る旧条例第33条第 8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、 この条例の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正)

11 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年3月条例第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前
(個人情報の収集及び提供) (個人情報の収集及び提供)
第8条 神戸市個人情報保護法の施行 第8条 神戸市個人情報保護等 成9年10月条例第40号)第 第17号)第2条第1項に規定する実 号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。) 機関」という。)は、この領

は、この条例に基づき暴力団の排除

を図ることを目的として、必要かつ |

第8条 神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号)第2条第4 号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で 最小限の範囲内で個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を指定管理者その他の実施機関が必要があると認める者から収集することができる。

個人情報(<u>神戸市個人情報保護条例</u> 第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を指定管理者その他の実施機関が必要があると認め る者から収集することができる。

2、3 [略]

2、3 [略]

(災害時の要援護者への支援に関する条例の一部改正)

12 神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例(平成25年3月条例 第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

### 改正後

改正前

(個人情報の収集及び要援護者支援 団体への提供)

第7条 市長は、第3条第1項の規定 に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(個人 情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を 本人(個人情報から識別され、又は (個人情報の収集及び要援護者支援 団体への提供)

第7条 市長は、第3条第1項の規定 に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報(神戸 市個人情報保護条例(平成9年10月 条例第40号。以下「保護条例」とい う。)第2条第1号に規定する個人 情報をいう。以下同じ。)を本人(個 識別され得る当該個人をいう。以下 同じ。)の同意を得て収集し、及び 要援護者支援団体に提供することが できる。

 $(1) \sim (5)$  「略]

 $2 \sim 4$  「略]

人情報から識別され、又は識別され 得る当該個人をいう。以下同じ。) の同意を得て収集し、及び要援護者 支援団体に提供することができる。

 $(1) \sim (5)$  「略]

 $2 \sim 4$  「略]

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

13 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 9月条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	<u>,                                    </u>
改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号	第2条 この条例において、次の各号
に掲げる用語の意義は、当該各号に	に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。	定めるところによる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 特定個人情報 番号法第2条第	(2) 特定個人情報 神戸市個人情報
8項に規定する特定個人情報をい	保護条例 (平成9年10月条例第40
う。	<u>号)第2条第2号</u> に規定する特定

個人情報をいう。

(3)、(4) [略]

(3)、(4) [略]

(行政不服審査法の施行に関する条例の一部改正)

14 神戸市行政不服審査法の施行に関する条例 (平成28年3月条例第47号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 以上後部分のみ存任するとさは	、ヨ該以上後部分を加える。
改正後	改正前
(審査会の組織等)	(審査会の組織等)
第4条 法第81条第1項の機関の名称	第4条 法第81条第1項の機関の名称
は、神戸市行政不服審査会 (神戸市	は、神戸市行政不服審査会(以下「審
個人情報保護法の施行等に関する条	査会」という。)とする。
例(令和4年12月条例第17号)第9	
条により設置する審査会が行う事務	
<u>の処理を除く。</u> 以下「審査会」とい	
う。)とする。	
2~11 [略]	2~11 [略]

(住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善 に関する条例の一部改正)

15 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境 の改善に関する条例(平成28年6月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(2) 以上即为のみ付任することは、日政以上即为を刊る。							
(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。							
改正後	改正前						
(調査)	(調査)						
第7条 [略]	第7条 [略]						
2 [略]	2 [略]						
3 市長は、第1項に規定する事項に	3 市長は、第1項に規定する事項に						
関する情報であってこの条例に基づ	関する情報であってこの条例に基づ						
く事務以外の事務のために利用する	く事務以外の事務のために利用する						
目的で保有するものについて、この	目的で保有するものについて、この						
条例の施行に必要な限度において、	条例の施行に必要な限度において、						
その保有するに当たって特定された	その保有するに当たって特定された						
利用目的以外の目的のために利用	利用目的以外の目的のために利用						
し、又は他の実施機関(神戸市個人	し、又は他の実施機関( <u>神戸市個人</u>						
情報保護法の施行等に関する条例	情報保護条例(平成9年10月条例第						

(令和4年12月条例第17号)第2条 第1項に規定する実施機関をいう。) に対して、必要な情報の提供を求め、 若しくは情報を提供することができ

4~10 [略]

る。

4~10 [略]

することができる。

40号) 第2条第4号に規定する実施

機関をいう。)に対して、必要な情報

の提供を求め、若しくは情報を提供

### 規則

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第44号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則(昭和35年4月規則第9号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後改正前(条例第25条第1項等に規定する(条例第25条第1項等に規定する規則で定める数値)規則で定める数値)

### 第25条 [略]

2 条例第25条第4項に規定する規則で定める数値は、別表第2の2の左欄に掲げる改良住宅の区分に応じ同表の右欄に掲げる数値から、前項の表の左欄に掲げる設備の欠如の区分に応じ同表の右欄に掲げる数値を減じて得た数値とする。

 $3 \sim 5$  「略]

別表第2の2 (第25条関係)

第25条 「略]

2 条例<u>第25条第3項</u>に規定する規 則で定める数値は、別表第2の2 の左欄に掲げる改良住宅の区分に 応じ同表の右欄に掲げる数値か ら、前項の表の左欄に掲げる設備 の欠如の区分に応じ同表の右欄に 掲げる数値を減じて得た数値とす る。

 $3 \sim 5$  「略]

別表第2の2 (第25条関係)

改良住宅	数値
[略]	[略]
神戸市営塚の前住宅、神戸市	[略]
営新求女住宅、神戸市営新生	
田川住宅、神戸市営北本町住	
宅及び神戸市営小野柄住宅	
[略]	[略]

改良住宅	数値
[略]	[略]
神戸市営塚の前住宅 <u>、神戸市</u>	[略]
営丸の後住宅、神戸市営新求	
女住宅、神戸市営新生田川住	
宅、神戸市営北本町住宅及び	
神戸市営小野柄住宅	
[略]	[略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 神戸市告示第 581 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設の名称 神戸市立丸山コミュニティ・センター
- 2 指定管理者

神戸市長田区西丸山町1丁目7番5号 丸山コミュニティ・センター管理運営協議会 会長 福井 和佳子

3 指定期間

### 神戸市告示第 582 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設の名称 神戸市灘区六甲山町中一里山1番地 神戸市立六甲山牧場
- 2 指定管理者

神戸市西区押部谷町高和字性海寺山 1557 番地の1

六甲山牧場運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸農政公社

代表理事 大崎 克英

3 指定期間

### 神戸市告示第 583 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

- 1 公の施設の名称 神戸市垂水区平磯3丁目125番地の26 神戸市立水産会館
- 2 指定管理者 神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合 代表理事 福田 明弘
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 神戸市告示第 584 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

- 1 公の施設の名称 神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先 神戸市立須磨海づり公園
- 2 指定管理者 神戸市西区押部谷町高和字性海寺山 1557 番地の1 一般財団法人 神戸農政公社 代表理事 大崎 克英
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 神戸市告示第 585 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設の名称神戸市垂水区平磯1丁目1番66号神戸市立平磯海づり公園
- 2 指定管理者

神戸市西区押部谷町高和字性海寺山 1557 番地の1

一般財団法人 神戸農政公社

代表理事 大崎 克英

3 指定期間

神戸市告示第586号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 公の施設の名称
   神戸市立須磨図書館
- 2 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

3 指定期間

### 神戸市告示第 587 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 公の施設の名称
  - 神戸市東灘区向洋町中2丁目9番1号 神戸ファッション美術館
- 2 指定管理者

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号 神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体 代表者 株式会社神戸新聞地域創造 代表取締役 西海 恵都子

3 指定期間

神戸市告示第588号

指定管理者の指定の件(神戸市立真野児童館ほか)

次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和5年1月10日

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立真野児	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号	令和5年4月
童館	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	1日から令和
神戸市立志里池	理事長 玉田 敏郎	10年3月31日
児童館		まで
神戸市立長楽児		
童館		
神戸市立片山児		
童館		
神戸市立細田児	神戸市長田区水笠通3丁目4番14号	
童館	社会福祉法人神戸保育会	
	理事長 土井 正孝	

### 神戸市告示第 589 号

次の医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年1月10日

名称	所在地	指定年月日
神戸元町通クリニック	神戸市中央区元町通3丁目4番5号	令和 4年12月1
		日

### 神戸市告示第 590 号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年1月10日

名称	所在地	廃止年月日
青池整形外科	神戸市西区伊川谷町潤和字宮之	令和 4年11月30日
	西1425番4号	

### 神戸市告示第 591 号

次の施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する 同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の指定 をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

### 1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
OK御影整骨院	前田 靜男	神戸市東灘区御影中町3	令和 4年12月1
		丁目1番15号	日

### 神戸市告示第 592 号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

### 1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
OK御影整骨院	八木 拓磨	神戸市東灘区御影中町3	令和 4年11月30
		丁目1番15号	日

### 2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
タイガー訪問鍼灸	井上 泰雅	神戸市灘区岩屋北町1丁	令和 4年11月28
院		目4番9号	日

神戸市告示第 593 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

神戸市ものづくり工場

- 1 公の施設 神戸市兵庫区和田山通1丁目2番25号
- 2 指定管理者 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄グループ共同事業体 代表者 神戸電鉄株式会社 代表取締役 寺田 信彦
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 神戸市告示第594号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次の とおり指定した。

令和5年1月10日

神戸市長 久元 喜造

1 公の施設

神戸市中央区港島南町1丁目5番地4 神戸臨床研究情報センター

2 指定管理者

神戸市中央区港島南町6丁目3番地の7 公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 代表理事 本庶 佑

3 指定期間

### 公 告

### 神戸市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え 置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年12月16日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

### 公告認定対象区域

神戸市垂水区青山台6丁目762番565、567、568

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用 地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年12月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び 住所

別表のとおり

- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、 始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法 別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。) は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。) が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。) が農地である場合において、 別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、 乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないと きは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、(公社) ひょうご農林機構(農地中間管理機構) については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの 費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕す ることができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。こ の場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求す ることができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が 軽微である場合は、甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課等の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和 22 年法律第 185 号) に基づく共済掛金 及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が 別途協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額 又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定 した額を、その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に 利用しなければならない。

# (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (一般)

利用権の動命をおける者 (ア)	初田帯を禁令チェキ(四)	利用権を設定す	_		る利用権	権利の種類	内容(土地の	井僧の女がの十半
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 配定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料作物	(備 考)	利用目的を含む)	借賃の支払の方法
神戸市北区緑町	神戸市北区山田町	北区山田町福地字宮方 11	田 793	令和5年1月1日 令和5年12月31日	7,930円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額
三宅 康平	萩 博史	北区山田町福地字宮方 12	田 555		5,550円/1筆			を甲の住所へ持参 する。
		北区山田町福地字宮方 13	田 1,090		10,900円/1筆			
		北区山田町福地字宮方	⊞ 674		6,740円/1筆			
		北区山田町中字金場	田 783		7,830円/1筆			
		北区山田町中字金場 14	田 823		8,230円/1筆			
神戸市北区道場町	神戸市北区道場町	北区道場町日下部字中通リ	H	令和5年1月1日	1,518円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日
中村 幸三	脇寺 正和	510-1 北区道場町日下部字中通リ	190 HI	令和5年12月31日	3,482円/1筆	XXIBIEKA	, ALC 0 C17/11	までに借賃の全額を甲の住所へ持参
111 +	大阪府豊中市服部本町	512-1	436		0, 102 1/ 1 44			する。
	平林 稔枝							
神戸市北区筑紫が丘	神戸市北区大沢町	北区大沢町上大沢字堀越東 3041	畑 2,630	令和5年1月1日	31,530円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額
陶山 正勝	岡 伸元	3041	2, 630	令和5年12月31日				を甲の住所へ持参
神戸市北区菖蒲が丘	神戸市北区八多町	北区八多町下小名田字鍬村	H	令和5年1月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
馬場 規雄	馬場 一也	1079 北区八多町下小名田字鍬村	592 田	令和5年12月31日				
		1089	1, 396					
神戸市北区八多町	神戸市北区有野台	北区八多町西畑字宮ノ前 887	畑 394	令和5年1月1日 令和5年12月31日	1,700円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額
宮脇 善照	中植 寿博	北区八多町西畑字宮ノ前 888	田 1,531		8,200円/1筆		水田として利用	を甲の住所へ持参 する。
		北区八多町西畑宇宮ノ前 890	田 3,078		16,100円/1筆			
神戸市北区長尾町	宝塚市武庫山	北区長尾町宅原字豊浦	田	令和5年1月1日	玄米39kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日
豊浦 貞夫	西中 悦夫	3265 北区長尾町宅原字西豊浦	772 田	令和5年12月31日	玄米29kg/1筆	- LOS INCHARACE	AM C O CTI/II	までに借賃の全量を乙の住所で甲が
	- I DUA	3358 北区長尾町宅原字西豊浦	578 HI		立未29kg/1章 玄米102kg/1筆			引き取る。
		3363	2,016					
		北区長尾町宅原字天神 3525	田 1,361		玄米70kg/1筆			
神戸市北区長尾町	神戸市北区長尾町	北区長尾町宅原字岡崎	田	令和5年1月1日	玄米40kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日
馬場 文雄	馬場 康夫	4036 北区長尾町宅原字岡崎	1,524 ⊞	令和5年12月31日	玄米35kg/1筆			までに借賃の全量を甲の住所へ持参
		4037 北区長尾町宅原字岡崎	1,333 田		玄米37kg/1筆			する。
		4040 北区長尾町宅原字岡崎	1, 409 ⊞		玄米40kg/1筆			
		4041 北区長尾町宅原字平山	1,533 H		玄米52kg/1筆			
		4056	1,970		玄米32kg/1筆			
Advantage of the control of the cont	the state of the later of the l	北区長尾町宅原字平山 4058	1,216	A4561010		46-49:19:10cm;	dem to the section	A = = = 10 H 00 H
神戸市北区淡河町 脇田 憲晴	神戸市北区淡河町 脇田 稔	北区淡河町野瀬字米山 2278	田 1,790	令和5年1月1日 令和5年12月31日	15,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日 までに借賃の全額 を甲の住所へ持参
肠口 密明	勝田 松 神戸市東灘区本山南町							する。
	尾﨑 時子							
神戸市北区山田町	神戸市長田区蓮宮通	北区山田町福地字大畑ケ	田	令和5年1月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
大西 定吉	大西 幸雄	2	456	令和6年12月31日				
大阪市西区新町3丁目6番10号	神戸市北区淡河町	北区淡河町中山字平岡	田	令和5年1月1日	100,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで
INSOUファーム株式会社	西浦 常次	712	1, 904	令和6年12月31日				に当該年に係る借 賃の全額を甲の指
代表取締役 松本 大助								定する預金口座へ 振り込む。
神戸市北区淡河町	神戸市中央区再度筋町	北区淡河町萩原字才ノ神	田	令和5年1月1日	19 000円/1等	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで
坂本 勝敏	藤原 隆道	1429	1, 475	令和6年12月31日	10,000 17 1 4	221111111111111111111111111111111111111	, and c o c 1, 1, 11	に当該年に係る借 賃の全額を甲の住
7X-7P 107 9X	加索沙人 下生人生							所へ持参する。
神戸市北区山田町	神戸市北区山田町	北区山田町原野字芋脇	田 1 260	令和5年1月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
中田 武志	岩倉 弘子	3	1, 368	令和7年12月31日				
	神戸市北区山田町							
At the state of th	岩倉 初子			A 70 = 1		ACAD William	Law 1	for her and the
神戸市北区山田町	神戸市北区山田町	北区山田町坂本字下津井 408-1	⊞ 836	令和5年1月1日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
太白 てる子	新田 智洋 神戸市西区桜が丘東町							賃の全額を甲の住 所へ持参する。
	金内 秀子							
神戸市北区道場町	神戸市北区道場町	北区道場町日下部字谷通リ	Ħ	令和5年1月1日	1,475円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで
中村 幸三	木下 貞子	596-6 北区道場町日下部字谷通リ	91 田	令和7年12月31日	5,348円/1筆	221111111111111111111111111111111111111		に当該年に係る借 賃の全額を甲の住
TO =-	小	北区道場町日下部字谷通り 197-1 北区道場町日下部字谷通り	330					所へ持参する。
		597-2	田 96		1,556円/1筆			
		北区道場町日下部字谷通リ 604-5	田 100		1,621円/1筆			
神戸市北区道場町	神戸市北区道場町	北区道場町平田字五計代	田	令和5年1月1日	7,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで
芝野 博章	田中 昌司	127-1 北区道場町平田字五計代	706 田	令和7年12月31日	2,500円/1筆			に当該年に係る借賃の全額を甲の住
~2 N+		127-2 北区道場町平田字五計代	254 田		3,600円/1筆			所へ持参する。
		127-3 北区道場町平田字中ノ垣内	365 田		5,200円/1筆			
		323-4 北区道場町平田字竹ケ下	528 田		15,300円/1筆			
		北区道場町平田字竹ケト 383	田 1,535		10, 000円/ 1 準			
AL da II erz Ne Yerma	神戸市北区淡河町	北区淡河町野瀬字東前田	田	令和5年1月1日	23,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで
<b>押尸市北区淡河町</b>	1	3121-1	1,733	令和7年12月31日		1	1	に当該年に係る借 賃の全額を甲の指
	宮脇 榮子							
	宮脇 榮子							定する預金口座へ 振り込む。
山本 進		北区添河町藤瀬空電並口	m	会和5年1月1月	23 700四 / 1 塩	賃貸供採約中	水田として利田	定する預金口座へ 振り込む。
神戸市北区談河町 地本 進 神戸市北区談河町 山本 進	宮脇 榮子 神戸市北区淡河町 山本 穂積	北区淡河町野瀬字東前田 3121-2	田 1,907	令和5年1月1日 令和7年12月31日	23,700円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	定する預金口座へ

	山本 嘉代 滋賀県大津市比叡平							
	井上 智子 加東市杜町							
	谷川 悌子							
神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町	北区淡河町萩原字山崎	田	令和5年1月1日	9,100円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで
森井 正昭	石井 直	1530	724	令和7年12月31日				に当該年に係る借 賃の全額を甲の住 至- 持会さる
	神戸市北区淡河町							所へ持参する。
#프로사도트로마	林信子	北区長尾町上津字前田	m	<b>企和5年1月1</b> 月		<b>在田代准修</b> 凯索	<b>東田して利用</b>	
神戸市北区長尾町 田中 進	吹田市片山町 三谷 滋	北区長尾町上洋子前田 5455-2 北区長尾町上津字上所垣内	田 951 田	令和5年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
山十 逓	—# #X	5538	455					
神戸市北区山田町	神戸市北区山田町	北区山田町原野字中曽根 1	田 1,586の内	令和5年1月1日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
中西 賢	阪本 征一	北区山田町原野字中曽根	1,549.81					
		16	1,446の内 1,359.40					
		北区山田町原野字中曽根	田 446の内					
		北区山田町原野字中曽根	402. 39 田					
		28 北区山田町原野字中曽根	1, 229					
		北区山田町原野子中曾根 北区山田町原野字中曽根	四 228 田					
		35	1,140の内 1,102.23					
神戸市北区西大池	神戸市北区淡河町	北区八多町吉尾字龍元	田	本公告日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
鈴木 可寿之	尾上 勇	1610 北区八多町吉尾字龍元 1612	1, 013 ⊞ 1, 190	令和8年12月31日	10,000円/1筆			質の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市北区道場町	神戸市北区道場町	北区道場町平田字溝添	H H	会和5年1月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
芝野 博章	一文字 勝	161-1 北区道揚町平田字溝添	1, 241 H	令和9年12月31日		DC/11/2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	MAI C 0 C11/11	
		161-2 北区道場町平田字溝添	149 ⊞					
	At the state of th	161-3	1. 25			AGE AD IN IA OF SALE		to terror II on III burn
神戸市北区長尾町	神戸市北区長尾町	北区長尾町宅原字八ケ坪 3042	田 3,084	令和5年1月1日 令和9年12月31日	25,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借 賃の全額を甲の住
藤田栄	春井 健							所へ持参する。
神戸市北区長尾町	神戸市北区長尾町	北区長尾町宅原字佃 3212	田 2,552	令和5年1月1日 令和9年12月31日	25,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
藤田 栄	内垣 恭一							賃の全額を甲の住 所へ持参する。
神戸市北区長尾町	神戸市北区長尾町	北区長尾町宅原字平山	田	令和5年1月1日	玄米90kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで
馬場 文雄	小西 泰	4061	2, 155	令和9年12月31日				に当該年に係る借 賃の全量を甲の住 所へ持参する。
神戸市北区長尾町	神戸市北区長尾町		m	令和5年1月1日	20.042円 / 1 焙	賃貸借権設定	<b>東田して利用</b>	毎年12月20日まで
田中 進	坊ヶ内 伴子	北区長尾町上津字岡田垣内 5562 北区長尾町上津字西角	1,812 H	令和9年12月31日	20,843円/1筆 12,883円/1筆	贝贝旧性以汇	水田として利用	に当該年に係る借 賃の全額を甲の住
H 1 1/2	33717 113	5593 北区長尾町上津宇宝冠	1,120		12,274円/1筆			所へ持参する。
		5720	1,067		,			
神戸市北区淡河町	西脇市黒田庄町	北区淡河町勝雄字野口屋 1930	田 2,733	令和5年1月1日 令和9年12月31日	28,378円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
常味 末吉	荻野 恭子							賃の全額を甲の指 定する預金口座へ 振り込む。
神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町	北区※河町北僧屋字楼相	H	会和5年1日1日		使用貸借権設定	水田レーで利田	
清原 清忠	清原 實子	北区淡河町北僧尾字横畑 1360 北区淡河町北僧尾字平野	677 ⊞	令和9年12月31日 令和9年12月31日		IC/II SKIENEKAL	水田として利用	
	神戸市北区藤原台北町	2604 北区淡河町北僧尾字平野	2, 313 H					
	清原 寛明	2606 北区淡河町北僧尾字平野	1,942 ⊞					
		2610 北区淡河町北僧尾字平野	2, 543 ⊞					
		2611 北区淡河町北僧尾字平野	1,755 ⊞					
		2612 北区淡河町北僧尾字平野	1,858					
		2618 北区淡河町北僧尾字平野 2619	2,058 田 1,796					
		北区淡河町北僧尾字平野 2621-1	田 761					
		北区淡河町北僧尾字平野 2638-1	田 1,900					
		北区淡河町北僧尾字平野 2638-2	田 62		1			
		北区淡河町北僧尾字平野 2638-3	田 6. 19					
		北区淡河町北僧尾字内平野 2689	⊞ 3, 445					
		北区淡河町北僧尾字内平野 2690	田 2,750					
		北区淡河町北僧尾字内平野 2691-1	田 327					
神戸市北区道場町	神戸市北区藤原台北町	北区道場町日下部字ウテノ下 251-2	田 1,227	令和5年1月1日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
山村 顕治	正垣 孝子		1, 221	деттри Дога				
神戸市北区唐櫃台	神戸市北区大沢町	北区大沢町上大沢字堀越東 3039-1	田 622	令和5年1月1日 令和14年12月31日	30,670円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
福永 通凡	仲西 悦子	北区大沢町上大沢字堀越東 3039-2	畑 2,301の内392		19,330円/1筆		普通畑として利用	賃の全額を甲の指 定する預金口座へ
							1	振り込む。
三田市狭間が丘	神戸市北区長尾町	北区長尾町上津字奥井	H 186	令和5年1月1日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
h .1. #6	北田 順子	北区長尾町上津字奥井	田 840	1	1	1	1	
久山 敬二		5383	040					I
久山 敬二 神戸市北区有野町	神戸市北区淡河町	北区淡河町行原字稲浦	田	令和5年1月1日 会和14年12日31日		使用貸借権設定	水田として利用	
				令和5年1月1日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

		北区談河町木津字坂ヒダ 531 北区談河町木津字坂ヒダ 538 北区談河町木津字東 547 北区談河町木津字中手 620-1 北区談河町木津字野々垣 668	H 2, 060 H 4, 431 H 897 H 173 H 2, 139					
神戸市北区談祠町 安福 佳史	神戸市北区八多町 安福 ヒサ子	北区談河町勝雄字型神 569 北区談河町勝雄字型神 570 北区談河町勝雄字型神 591 北区談河町勝雄字型神 592 北区談河町勝雄字型神 594 北区談河町勝雄字型 1876 北区談河町勝雄字山之谷 1876 北区談河町勝雄字山之名 1882 北区談河町勝雄字山之名 1882	田 455 457 71 日 450 254 日 日 753 日 日 1, 249 日 1, 254 1, 082	令和5年1月1日 令和14年12月31日		使用貸偿権設定	本田として利用 普通畑として利用 米田として利用 ・田として利用 ・本田として利用 ・本田として利用 ・本田として利用 ・本田として利用 ・本田として利用 ・本田として利用	
神戸市垂水区五色山 岡本 友規 神戸市垂水区五色山	神戸市西区岩岡町 藤田 八重子 神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡字中島 1257-2  西区岩岡町岩岡字中筋 1608-2	田 1,370 田 1,093	本公告日 令和6年3月31日 本公告日 令和6年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。 毎年12月20日まで に当該年度に係る
岡本 友規	安福 元章					AS AD III IA AN AL		借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。
沖戸市西区総台 山根 健司	神戸市西区平野町 戸田 陽生 神戸市西区平野町 戸田 真砂子	西区平野町大畑字畦代 329-1 西区平野町大畑字畦代 329-2 西区平野町大畑字畦代 329-3 西区平野町大畑字畦代	田 55 田 540 田 530 田	本公告日 令和7年3月31日	2,000円/1筆 9,000円/1筆 9,000円/1筆 10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。
神戸市西区櫨谷町寺谷1242-60 株式会社 神戸牛牧場 代表取締役 池内 洋三	神戸市西区櫨谷町 藤本 昭宏	329-4 西区權谷町寺谷字中籾ノ木 294	670 田 257	本公告日 令和9年3月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。
明石市魚住町 佐伯 雅俊	明石市松の内 落合 知子	西区平野町芝崎字道竹 103-2	田 2, 246	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市大久保町 山野 雅之	神戸市西区岩岡町藤田 小糸	西区岩岡町印路字下四ツ塚 111	田 2,809	本公告日 令和9年3月31日	32,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 安福 久幸	福岡県福岡市西区愛宕南 安福 計彦	西区岩岡町岩岡宇中筋 1505 西区岩岡町岩岡宇中筋 1512-1 西区岩岡町岩岡宇中筋 1534-1 西区岩岡町岩岡宇中筋 1534-2	田 543 田 2,285 田 600 田 795	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借權設定	水田として利用	
神戸市西区平野町 渡越 睦	神戸市西区平野町 戸田 和広	西区平野町大畑字源内 16-1 西区平野町大畑字八郎ガキ 278	田 2,050 田 1,676	本公告日 令和14年3月31日	21,320円/1筆 17,430円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 指定する預金口座 へ振り込む。
神戸市盛水区小東山 松林 直英	神戸市西区岩岡町 赤松 成昭	西区神出町宝勢字下場南筋 2283 西区神出町宝勢字下場南筋 2291-1 西区神出町宝勢字下場中島 3668-1 西区神出町宝勢字下場南筋 3676	田 843 田 1,229 田 370 田	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借權設定	水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理恵長 幸屋 娩む	神戸市西区春日台 櫛田 賀世	3676 西区平野町常本字丹谷 349	田 1,667	令和4年12月28日 令和15年1月31日	20,004円/1筆	賃貸借權設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。
理事長 寺尾 俊弘 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区岩岡町 日下部 美知子	西区岩岡町岩岡字西場 1003-2	田 1,663	令和4年12月28日 令和15年1月31日	16,630円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用 地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年12月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び 住所

別表のとおり

- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、 始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法 別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。) は、災害その他やむを得ない事由の ため、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。) が借賃の支払期限までに借賃 の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。) が農地である場合において、 別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、 乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないと きは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

- (4) 転貸又は譲渡の禁止 乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
  - ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの 費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕す ることができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。こ の場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求す

ることができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が 軽微である場合は、甲の同意を要しない。

# (6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金 及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が 別途協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額 又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定 した額を、その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に 利用しなければならない。

#### (10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

## (11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

#### (12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における

農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

- イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定 的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う 耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。
- (13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借 権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から 30 日以内に、甲に対して当該 土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状 に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は 通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、こ の限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、 甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (解付)

		利用権を設定す	る土地	設定す	る利用権	権利の種類		
利用権の設定をうける者 (乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目	開始年月日			内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
			部定面積 ㎡	終了年月日	作物			
神戸市北区大沢町日西原820	京都市伏見区石田大山町	北区大沢町日西原字向山 1038-1	田 985	令和5年1月1日 令和7年12月31日	9,850円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借
TACジャパン株式会社	瀧上 伸治	北区大沢町日西原字向山	田	サルイキ12月31日	6,540円/1筆			賃の全額を甲の指
代表取締役 瀧上 栄位子		1038-2	654					定する預金口座へ 振り込む。
		北区大沢町日西原字向山	田		7,430円/1筆			旅り込む。
		1039	743					
大阪市北区曾根崎新地1-13-22	神戸市北区八多町西畑	北区八多町西畑字住吉	畑	令和5年1月1日	114,292円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日まで
御堂筋フロンティア8F	大内 祐二	965-1	1,452の内	令和14年12月31日				に当該年に係る借 賃の全額を甲の指
			1, 451. 250					定する預金口座へ
株式会社 和上の郷		北区八多町西畑字住吉	畑		14,014円/1筆		普通畑として利用	振り込む。
代表取締役 中川 大輔		965-2	178の内 177. 904					
		北区八多町西畑字住吉	畑		161,992円/1筆		普通畑として利用	
		967-1	2,058の内 2,056.108					
		北区八多町西畑字住吉	畑		25,581円/1筆		普通畑として利用	
		967-2	325の内 324. 744					
		北区八多町西畑字住吉	Ħ		106,578円/1筆		水田として利用	
		968-1	1,354の内 1,353,338		,,,,		7.7.0	
		北区八多町西畑字住吉	Ħ		27,313円/1筆		水田として利用	
		968-2	347の内		21,010,17		7, tal C 0 C 1 1/11	
			346. 802					
		北区八多町西畑字住吉	田		230円/1筆		水田として利用	
		968-3	2. 93					
神戸市北区星和台	神戸市西区枝吉	西区平野町中津字坂ノ上 2804-3	畑 857の内140	本公告日 令和7年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日まで に当該年度に係る
畑 一成	永藤 つや子	2004-3	0910793140	<b>市和 / 平 3 月 3 1</b> 日				借賃の全額を甲の 住所へ持参する。

# 神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課 において縦覧に供します。

令和4年12月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

意見書の要旨

意見書の提出なし

# 神戸市公告

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市 計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和5年1月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区伊川谷町有瀬字繁塚11番8、11番9、11番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都西東京市東伏見3丁目6-19 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕
- 3 許可番号

令和 4 年 7 月 6 日 第8059号 (変更許可 令和 4 年10月24日 第2026号)

# 監查委員

監査公表第6号 令和5年1月10日

> 神戸市監査委員 細 Ш 明 子 同 藤 原 武 光 司 Щ 本 嘉 彦 同 よこはた 和 幸

# 監査公表

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は 監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので、同項の規定によ り、下記の内容について別紙のとおり公表します。

記

令和4年度工事定期監査及び出資団体工事監査(1) 建設局、港湾局、水道局、(一財)神戸住環境整備公社